

令和4年12月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年12月5日（月）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和4年12月5日（月） 午前9時01分
閉 会 日 時	令和4年12月5日（月） 午後1時59分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第72号	鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例	原案可決
第73号	鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	原案可決
第74号	鴻巣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	原案可決
第75号	鴻巣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第84号	令和4年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長	藤崎 秀也
市長政策室副室長	伊藤 和代
市長政策室参事兼 秘書課長	小林 勝
秘書課副参事	中山 浩一
市長政策室参事兼 総合政策課長	鈴木 誠司
総合政策課副参事	富田 真久

(総務部)

総務部長	岩間 則夫
総務部副部長	田島 盛明
総務部参事兼 職員課長	関根 正
総務部参事兼 やさしさ支援課長	小川 裕子
総務課長	小倉 英樹
I C T推進課長	中根 哲
契約検査課長	中越 好康

(財務部)

財務部長	山崎 勝利
財務部副部長	谷 広明
財務部副部長 財務部参事兼 資産管理課長	矢澤 欣子
財政課長	関口 敬一
税務課長	高田 史
資産管理課副参事	原口 佳之
	山岸 晃

会計管理者	関口 泰清
会計課長	沼上 早苗
監査委員事務局長	小川 哲夫
監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
吹上支所長	岡田 和弘
川里支所長	山縣 一公

書記	森田 慎三
書記	佐伯 幸子

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。田中克美委員と坂本晃委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第72号 鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第73号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例、議案第74号 鴻巣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例、議案第75号 鴻巣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり、関連する部署ごとに議案審査をし、その都度ごとに休憩を挟みますので、関係しない執行部は退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については内容についてよく整理をしていただき、補正予算については、補正予算書のページ数と事業名等を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法で異議はありますか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(竹田) 質疑通告を行うときに委員長宛てに議案第74号の資料請求をさせていただきますので、資料請求のお願いをしたいと思います。

まず、今回は職員の定年の延長の中身の議案ですけれども、実際に65歳まで、60、61、62、63、64、65歳で退職予定の職員は何人になるのか。それぞれちょっと予定で結構ですので、それ一覧表でいただきたいのと、今回の条例改正によって、職員体制が非常に複雑になるのです。今までは正職員と再任用職員ということだったのですけれども、定年前再任用職員、暫定再任用職員というふうになるのと、そのほかにいわゆる会計年度任用職員と任用職員ということで非常に複雑になるので、今回の条例改正により職員全体の勤務体系、だから先ほど言った正職員と定年前とかというふうなことで、分かりやすくちょっと出していただければありがたいなと思いますので、資料請求をいたします。

(委員長) ただいま竹田委員より議案第74号について資料請求がありました。請求のありました資料については、執行部は提出することは可能ですか。

(総務部参事兼職員課長) 議案第74号でご請求いただきました資料なのですけれども、最初の60歳から65歳までの退職予定の人数の資料を用意することは可能でございます。それと、条例改正による職員全体の勤務形態についてなのですけれども、常勤職員あるいは暫定再任用、定年前再任用と、あと任期つきまでは出せるのですが、会計年度任用職員につきましてはそれぞれの部署でそれぞれの様々な時間を任用していますので、会計年度任用職員は除いた形での資料の提出をさせていただきたいと思えます。

(委員長) いつまでに出せますか。

(総務部参事兼職員課長) できるだけ早く用意をしたいと思えます。

(委員長) 委員会のおきに出せますか。

(総務部参事兼職員課長) 委員会の質疑までには提出いたします。

(委員長) 分かりました。

竹田委員より請求のありました資料のうち、提出可能なものについて委員会に提出いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいた

します。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 7 分)



(開議 午前 9 時 0 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第72号 鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第72号 鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましてご説明申し上げます。

個人情報保護制度につきましては、従前は民間部門におきましては個人情報の保護に関する法律により、また公的部門におきましては、国の行政機関につきましては行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により、独立行政法人等につきましては独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律により、また地方公共団体につきましては都道府県、市町村、一部事務組合等のそれぞれの条例により制度が定められており、言わば縦割りの規律が存在しておりました。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、これら縦割りの個人情報保護法制が個人情報の保護に関する法律により一元化されることとなります。令和4年4月1日には国の行政機関等に係る同法の一部改正が施行されており、国の行政機関等につきましては既に一元化が行われております。また、地方公共団体等に係る同法の一部改正につきましては、令和5年4月1日に施行され、同日から地方公共団体等におきましても個人情報の保護に関する法律による一元化が行われることとなります。

議案第72号は、これに伴い、現行の鴻巣市個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法において条例で定めることが必要とされる事項及び改正法において条例で定めることが許容される事項につきまして新たな条

例を制定するものです。

主な内容といたしましては、法律の範囲内で可能な限り市民サービスへの影響を抑えるとともに、現行条例による個人情報保護の水準を維持することとするもので、具体的には法律上条例で定めることが必要な事項としまして、第6条におきまして、保有個人情報の開示請求をする場合の手数料につきまして、従前の条例での取扱いと同様に無料とし、開示請求者は開示文書の写しの交付に係る複製代等の実費のみを負担していただくことを定めるほか、法律上条例で定めることが許容されている事項として、第3条におきまして、改正法で必須とされなかった個人情報取扱事務の届出の制度について、従前の条例と同一の制度を継続することを定め、第5条におきまして、改正法で開示請求があった日から30日以内と規定されている開示決定等の期限を従前の条例での取扱いと同様に開示請求があった日から14日以内とする特例を定めるものです。

また、第9条におきまして、改正法第129条に規定されている個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くための合議制の諮問機関を現行の鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会とすることを定めるものです。

このほか附則第4条におきまして、廃止される鴻巣市個人情報保護条例を引用している他の条例につきまして、当該引用部分の改正を行うものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）ただいま説明をいただきました。一応通告してある内容は大体説明いただいたのですが、説明の中でどうしてもちょっと聞いておきたい、鴻巣市個人情報保護条例はなくなるということで、国とかの、あと縦割りの個人情報の関係に全部つながって執り行うような説明だったかと思うのですが、以前と今後大きく違うのはどのようなことなのかということをお聞きいたします。

（総務課長）デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する

法律による個人情報保護法の改正に伴う地方公共団体の個人情報保護制度の変更点の主なものなのですが、まず全体の話といたしまして、それぞれの条例により定められていた個人情報保護制度が全国共通のルールである改正後の個人情報保護法の下に一元化され、個人情報保護委員会が法の解釈権を持ち、国と地方を一元的に監視、監督することになります。この際、地方公共団体の議会につきましては、国会や裁判所が法の適用除外とされていることと同様に地方公共団体の機関から除外されておりまして、個人の権利利益の保護という観点から自律的な対応を図ることとされておりまして。

現行の条例による個人情報保護制度なのですが、全体的に見ますと、まず実施機関における個人情報の取扱いの規律を定めている部分、あともう一つが開示請求ですとか訂正請求、あとは利用停止請求などにより市が保有する個人情報の本人がその管理に関与して、正確性や適正性を確保するという仕組みの2本立てになっております。一元化後の法令及び施行条例による新たな個人情報保護制度におきましても、この骨格部分には変更はございません。

枝葉の部分になりますが、主な変更点ですが、まず個人情報ファイル簿というのを作成、公表することが義務づけられることになります。個人情報ファイルというのは保有個人情報を含む情報の集合体で、一定の事務の目的を達成するために検索することができるように体系的に構成されたものになります。紙でいうと名簿みたいなものです。あとは、データであれば検索性がありますので、データで個人情報を集めたものなどがこの個人情報ファイルに該当してまいります。このうち本人の数が1,000人を超えるものなど一定の条件を満たすものについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務づけられます。

次に、保有個人情報の開示請求につきましては、これまでは特定個人情報、マイナンバーに関連する情報になりますが、そちらの開示請求を除くと、個人情報の開示請求をする場合には、本人の委任による代理人は開示請求をすることができず、原則として本人が開示請求をすることになっておりました。一元化後、法律のほうで本人の委任による代理人

も開示請求を行うことができるようになります。

それと、開示請求の決定の期間につきまして、これまでは開示請求のあった日から起算して15日以内で、さらに正当な理由がある場合にはそれに加えて45日以内に限り延長することができましたが、法律では開示請求があった日から30日以内で、そこから正当な理由があるときはさらに30日以内に限り延長することができることとされております。ですので、これまでは15プラス45の60日間でしたが、改正後は30プラス30というような形に法律上はなっております。ただ、鴻巣市ではこれまでの運用と合わせるために、施行条例の第5条におきまして、開示請求の決定の期限を開示請求があった日から14日以内としております。ですので、15プラス30というような形で、延長した場合における開示決定までの期間が短くなるような形になります。

それと、そのほかの改正点といたしましては、現行の条例の下では個別の個人情報の取扱い、例えば取得ですとか個人情報の利用ですとか個人情報の提供、またオンライン結合の可否等につきまして審議会に諮問することになっていますが、その審議会に答申をいただいて個別の運用を行うというような形で運用してまいりましたが、法律のほうではこのような個別の案件に関する諮問は認められておりません。

また、審議会等への諮問につきましては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときに行えるというふうに法律上されております。このため、現行の鴻巣市情報公開・個人情報審議会につきましては廃止し、残された機能につきまして弁護士等の専門的な知見を有する者で構成されている情報公開・個人情報保護審査会のほうに引き継ぐような形としております。こちらの部分は議案第73号に関連してくる部分になりますが、以上が主な変更点になります。

以上でございます。

(田中) 今詳しく説明をいただきました。それでもちょっと理解しにくいのですが、私は要するに鴻巣市も他市も同じようなやり方になるのかなというふうに理解をしたのですが、先ほど日数に関しては鴻巣市は何

日とかという説明をされたと思うので、その辺のこっちの理解は間違っているのか、やっぱり市独自の個人情報保護制度があるかどうかというのをもう一回確認したいと思います。

（総務課長）今回の改正によりまして、個人情報保護制度の基本的な枠組みを法律で定めております。一部法律で条例に委任されている事項ですとか、あとは国のほうでこの部分は異なる運用をしても大丈夫ですよというようなところを示しておりますので、その部分については市町村ごと、都道府県も含めて地方公共団体ごとに取り扱いが異なってくる部分が発生するような形になります。

以上でございます。

（中野）質問者も、議案第72号については田中委員と同様の質問をしているわけでありますが、今の答弁を聞いていて、特に私は法律上条例を定めることが許容されている事項、あるいは法律上条例で定めていることが必要な事項、資料に書いてありますが、特に聞きたいのは新たに個人情報ファイル簿というのを作らなければならないというふうに答弁聞いたのですが、紙ベースでいえば名簿だというふうな補足説明もあったわけですが、この個人情報ファイル簿の取扱いについてどのようにしていくのかについてお聞きします。

（総務課長）まず、個人情報ファイルというのが、ちょっと先ほども簡単にご説明申し上げましたが、保有個人情報を含む情報の集合体ということになります。一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとされております。要は個人情報を集めて検索できる状態にしてあるものになります。これは、これまでも市のほうで個人情報を保有するときにこういう形で保有してきたものになるわけですが、それが法律上個人情報ファイルという名前で定義されているというような形になります。それで、個人情報が記載されている申請書などを申請された順番にただつづつただつづつあるだけです。それを検索するために

は、そのつづりを頭から1枚ずつめくっていかねば物にたどり着かないような場合には検索性がないということで、個人情報ファイルには該当しないということになります。

個人情報ファイル簿というのは、この個人情報ファイルのうち1,000人以上の個人情報ファイルであるとか、そういった一定の条件を満たすものについて個人情報ファイル簿というのを作ることになります。個人情報ファイル簿というのは、何のためにそのリストを集めているのかとか、どういった情報を集めているのかとか、そういったことが記載されるようなものになります。それについて公表することが義務づけられることになります。

以上でございます。

（中野） それでは、今答弁がありました。確認したいのですが、例えば個人情報開示請求を自分がしたとします。そうすると、自分がすると何の情報開示を請求しているのかというものを含めて、そのファイル簿に私の名前、何月何日請求したと、内容についてはこれこれについて請求したということがファイル簿に収められるということで、今までは1枚1枚めくって見たのを、デジタルですから、それによって検索が可能になるというふうな理解でいいのかどうか確認しておきます。

（総務課長） すみません。私の説明がちょっと行き届かなかったかもしれないのですが、これまでもいろいろな市のほうで保有している個人情報というのは名簿形式になっていたり、あとは電子で保有しているものについては検索性があったりということで、個人情報ファイルにほとんどのものは該当するような形で保有していたかと思えます。それが、国のほうでは個人情報ファイルという名前をつけて、一定のルールを適用するというような形になっておりまして、これまでと個人情報の保有の仕方について特に変わるわけではないのです。あくまでもそういう名簿について、大きな名簿につきましては、こういうものをこういう目的のために持っていますよというのを公表することになります。これと同じようなもので、これまで個人情報取扱事務届出書というものを鴻巣市では作成しておりました。こちら、これは事務ごとに鴻巣市のほうでは

市民の皆さんのどんな情報を何のために保有しているのかというのを作成して、公表してまいりました。それとかなり似通ったものになりますが、個人情報ファイル簿というのは一定の制限、一定の要件に該当するものだけを作るような形になりますので、それぞれの制度で個人情報ファイル簿のほうは国の制度で作りますと、個人情報取扱事務届出書についてはこれまでどおり全ての事務について作成するというような形で並行して作成、公表していくような形の制度にしております。

それと、個人情報の開示請求をした場合にそのファイル簿に載ってくるのかということなのですが、個人情報ファイル簿というのはあくまでもその名簿ごとに、1枚紙でこういう情報をこういう事務のこういう利用目的で保有していますというのを示すだけのものになりますので、細かい一つの個人情報がファイル簿のほうに記載されるわけではございません。

以上でございます。

(中野) そうすると、私勘違いしたのですが、開示請求した人の名簿を作っていくかとか、そうではなくて、市が保有している個人情報、これをファイル簿にするというふうに今答弁で分かったのですが、ということは逆に言うと請求があってから検索の時間が短縮されますよね。そういう点では、これ14日以内と書いてありますけれども、これまで以上に開示をするに際して、このファイル簿を作ることによって短縮されるというふうに理解していいかどうか、最後伺っておきます。

(総務課長) 委員がおっしゃるように、このファイル簿というのは市で保有している個人情報ファイルの目録的なものになります。それがあるとこれまでよりも検索性が上がるかということと、先ほども申し上げましたように個人情報の保有の仕方は変わりませんので、変更はございませんので、検索の時間が短縮されるというものではございません。ただ、これまでの個人情報取扱事務届出書もそうですが、個人情報ファイル簿を公表することによりまして、市民の皆さんは私の個人情報がこういう形で、こういう目的のために保有しているのだなというのが分かるようになりますので、例えば開示請求をするときに、ではこの事務の私の個人

情報を開示してくださいというような、やりやすくなる面はあるかと思
います。ただ、先ほども申し上げましたように、ファイル簿というのは
作成する範囲が限定されているものですので、これまでの取扱事務届出
書のほうが広い範囲で作成されておりますので、その部分ではそれほど
変わってくることはないのかなとは認識しております。

以上でございます。

（竹田）では、何点か通告出していますので、通告順に従いまして質問
していきますが、まず第2条と第3条との関係です。第2条では、この
条例において市の機関とは市長、教育委員会とかいろいろ書いています
よね。第3条には、市の機関は個人情報を行うというのをあらかじめ常
に市長に届けなければならない。市の機関は市長の持っているものも含
めた情報で、市の機関はまた市長に届けなければならない。この文言の
整合性というのはどういうことなのか、まず伺います。

（総務課長）これは、現行の鴻巣市個人情報保護条例におきましてもこ
ういったつくりになっておりまして、個人情報の取扱事務の届出をした
場合に、先ほどのご質問の中でもございましたが、その取扱事務の届出
書というものを公表しておりました。それをそれぞれの実施機関ごとに
公表するのではなくて、市長のほうでというか、実際には総務課がその
事務を担当しておりますが、総務課のほうで各実施機関のものを取りま
とめて公表しておりましたので、こういった規定になっております。

以上でございます。

（竹田）第9条ですが、利用停止の請求というのは9条以外に何が考え
られるのか伺います。

言い間違えました。第8条で利用停止請求についてというのがあります。
本文中には法第99条以外として規則で定めるというふうになっては
いますが、何が考えられるのか伺います。

（総務課長）利用停止請求の請求を行うときに請求書のほうに記載する
事項ということになるかと思いますが、規則で定めることを予定してい
るのは、これまでも利用停止請求のときに記載する事項の定めがあった
わけですが、これまでと同様に代理人が利用停止請求をする場合の本人

の氏名等を書いていただくほか、そちらはこれまでも記載することが定められておりました。そのほかに利用停止請求年月日ですとか、利用停止請求者の連絡先等を規則において規定することを予定しております。以上でございます。

（竹田）続いて、今回の施行日は令和5年4月1日施行になりますよね。そうすると、例えば令和5年の3月20日に個人情報保護条例に基づく開示請求をして、15日という点ではまたぐのですが、この運用についてはどのように運用されるのか伺います。

（総務課長）開示請求が条例の廃止と、あとは法の施行にまたいでしまった場合についてなのですが、条例の附則の第3条3項に規定がございます。条例の附則第3条3項は、前条の規定の施行の日、これは個人情報保護条例の廃止の日になりますが、その廃止の前日に旧条例第16条、こちらは開示請求の手続について定めております。また、第29条、こちらは訂正請求について定めております。または第37条、こちらは利用停止請求について定めておりますが、その規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止についてはなお従前の例によるという規定になっております。このため、旧条例の廃止前に行われた保有個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求につきましては、現行の条例における取扱いと同様に取り扱うことが規定されております。

以上でございます。

（竹田）続いて、この個人情報保護法に基づく施行条例ですが、これはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政機関が持つ個人情報についての施行条例ということですが、では一体どのくらいの情報数なのか。これから、今マイナンバーカードなども含めて、健康保険証のひもづけとか銀行口座なども加わってきますが、これらも含んだ個人情報になっていくのかも含めて、確認しながらお尋ねします。

（総務課長）まず、今回の個人情報保護制度の改正は、委員ご指摘のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に

よる個人情報保護法の改正によるものです。その法律は63本の法律を改正するというもので、個人情報保護法の改正はそのうちの一つになります。その個人情報保護法の改正によりまして個人情報保護法制の一元化が行われて、今回の条例の廃止ですとか法律の施行細則を定める施行条例の制定が行われることになりましたが、マイナンバーのお話がちょっとあったかと思います。マイナンバーを含む特定個人情報については、どんな事務のために利用できるかとか、情報連携によりどんな情報を誰から取得できるかということにつきましては、番号法ですとか、番号法の委任による鴻巣市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例により規定されているところでございます。今回の個人情報の保護に関する法律施行条例におきましては、特定個人情報の取扱いについては特に変更はございません。

以上でございます。

（竹田）変更はないということでしたけれども、先ほど他の委員も質問していたけれども、個人情報ファイルというものにいろいろな情報が集約されていくわけですね。そういう点からいうと、先ほどの特定個人情報との関係では集約されないという受け止めでよいのかどうか確認します。

（総務課長）個人情報ファイル簿のお話かと思いますが、先ほどもちょっと申し上げました個人情報ファイル簿というのは、どういったリストを持っているかというのを目録にまとめたものになりますので、そこで個人情報を集約したりとか、そういったことを行うために作成するものではございません。

以上でございます。

（竹田）デジタル社会関連の推進のためのいろいろな法律がありますがけれども、今回いわゆる国が主導をして一元化するわけですね。地方公共団体の持っている情報も一元化されて、管理されていく。だから、国は今の民間事業者や独立行政法人との関係でも全部一元化されるわけですが、地方自治体は町自治体としてやっているわけだから、あえて一元化する必要というのは地方自治体としてはないと思うのです。今までだ

って、個人情報保護法で困ることというのはあったのですか。保護条例で困ることってあったのでしょうか。

（総務課長）まず、一元化という部分でございますが、今回の個人情報保護法の改正によりまして一元化されるという部分なのですが、個人情報の保護法制、法制度のほうがこれまでは法律では3本の法律、また条例ではそれぞれの地方公共団体が定めているというような形になっていたものが、全てが個人情報保護法という1本の法律の下に置かれるというものになります。

これまでの問題というところなのですが、いわゆる2,000個問題などと言われるものがございまして、実際には2,000以上になりますが、地方公共団体でそれぞれの条例で個人情報の保護制度を定めておりました。利用の制限ですとかオンライン結合の制限ですとか、様々な制限などをそれぞれの条例、またそれぞれの審議会等の答申に基づく運用などを行っていたということで、都道府県、市町村ごとに多少なりとも違う形で個人情報の取扱いが行われておりました。これによりまして、例えば大規模災害があった場合における被災者支援ですとか、そういったときにこれまでも十分な連携が図れないなどという批判などもございました。そういったものを解消するというメリットがあるのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

（竹田）市の認識はよく分かりました。先ほど63本の関連法案が一気に一度にまとめて成立したわけですね。その中で今回の個人情報保護法の施行条例になるわけですがけれども、では一体デジタル社会の形成を図るための関連法律63本の中にはどんなものがあるかということ、デジタル技術の発展と普及によって行政等の業務や手続を効率化し、国民生活の利便性を向上させるということが大目的ですがけれども、しかし行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民自らが監視できる体制と一体に行わなければならないのだけれども、個人情報のビッグデータ化、顔認証、それからAI普及なんかで、いわゆる民間とも一元化してくるわけですから、どのように今後利活用されるかという点では非常に曖昧な

ところがあるということで、例えばもう既に国や独立行政機関は大量の個人情報ファイルを非識別加工し、また匿名加工し、民間利活用の提案募集にもう情報提供しているわけです。一番情報を持っている行政機関の持っている情報も一元管理できればいいということで、今回国が一元化のための関連法案として一気にやってしまったと、その本質を私はもっと見ていただきたいというふうに思いますが、そのような認識をお持ちいただけるかどうか確認します。

（総務課長）利活用が目的になっているのかというご指摘、まず初めになるかなと思います。これまでの個人情報保護条例では、一番最初の目的規定のところ、鴻巣市で行ってきた個人情報保護制度につきましても、市政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするということで、行政運営の円滑な運営と個人情報の保護、そちらをバランスを取りながら運用していきましようというような規定になっておりました。今回個人情報保護法の一元化されることになるわけですが、同様の目的規定のところは、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運用を図りというところは同じなのですが、個人情報の重要性に配慮しつつというのも加わっております。それを配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするということで、主たる目的は個人の権利利益を保護するということが主たる目的となっているところでございます。利活用という部分につきましても、匿名加工情報のお話などもございましたが、あくまでも個人の権利利益を保護するというのが主たる目的になっておりますので、その法律の制度の中でも個人の権利利益の保護に支障のない範囲で利活用を行っていくというようなつくりになっているものと考えております。

続きまして、民間と独立行政法人、また行政機関等のお話ございましたが、こちらにつきましても今回個人情報保護法が改正されまして、これまでは個人情報保護法というのが条数で申し上げますと全部で88条だったものが、行政機関などの関連の条項が増えましたので、全体で180条と大変ボリュームアップした内容となっております。条文の構成なのですが、1章から3章までは総則的な規定が置かれております。第4章が民

間の個人情報取扱事業者に関する規定、これはこれまでのものと同じような内容になるかと思えます。5章が新たに加わりました行政機関等に関する規定になります。第6章が個人情報保護委員会に関する規定、第7章、第8章は雑則ですとか罰則となっております。個人情報の取扱いにつきましては、民間には第4章に規定する民間のルールが適用されます。一方、行政機関ですとか独立行政法人、地方公共団体につきましては、第5章に規定する行政機関のルールがそれぞれ適用されることになります。

続きまして、匿名加工情報、非識別加工情報の話があったかと思えます。こちらにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、行政機関等匿名加工情報というのが新たにつくられております。これは、それまでは個人情報保護法で、民間部門については匿名加工情報という名前です。そういった加工を行うような規定があったのですが、行政機関につきましては非識別加工情報という名前です。そういったものを取り扱っておりました。これが、法律が一元化されることに伴いまして名称も統一して、行政機関については行政機関等匿名加工情報という名前に変更がされております。この行政機関等匿名加工情報というのは、行政機関で持っている個人情報を個人が特定されない状態にし、かつそれを復元することもできないような形に加工したものであるということになります。もはや個人情報には該当しないというようなところまで加工したのになります。こういったデータ利活用に関する規定が追加されているのは事実でございます。ただ、これも個人情報の利活用を無制限で認めるというのではなくて、作成時の基準ですとかその手続について厳しい規律の下に置かれておきまして、あくまでも個人の権利利益の保護を第一に考えて、支障のない範囲で利活用を行う制度設計となっております。

さらに、行政機関等匿名加工情報の提案募集等に関する規定は地方公共団体にも適用されることとなりますが、政令指定都市以外の市町村、鴻巣市なんかにつきましては、当分の間提案募集の実施は任意とされております。匿名加工情報の作成につきましては、個人情報保護委員会が定める基準に従い行うことになるわけですが、行政機関等匿名加工情報の

作成というのは大変技術的かつ困難で専門的な技術が必要な作業となります。また、国の行政機関等におきましても、非識別加工情報という制度が前身であったわけですが、その当ても制度の利用が極めて少なく、十分なノウハウが蓄積されているとは言い難い状況になっているかと思えます。そして、何よりも市民の個人情報を利用していくというものですので、大変慎重にならざるを得ない状況です。このため、現時点では、鴻巣市におきましては提案募集制度の導入は行わないこととしておりまして、今後そういったノウハウの蓄積ですとか、あとは他の自治体等の動向などを見極めていくような形となっておりますということで、今回ご審議いただいている議案第72号の個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、改正後の個人情報の保護に関する法律の枠組みの中で法律により条例に委任されている事項や条例で定めることが許容されている事項について、これまでの市民サービスが低下しないように定めております。また、行政機関等匿名加工情報につきましても、個人の権利利益の保護を第一に考慮した内容となっているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

（委員長）もう過ぎているので、簡潔に質問して、簡潔に答弁してください。

（竹田）最後確認します。

今回いろいろ個人情報を大事にしようという説明は分かりましたけれども、では実際に今使っている鴻巣市のいわゆる個人情報のシステム、いろんな情報を集めているシステムについては、今度は一元化されるわけですから、国からひな形というか、そういうものが示されるようになりますよね。そのことをちょっと確認します。

（総務課長）まず、先ほども申し上げましたように、今回の法改正と今回の施行条例の中では個人情報の管理をする主体というのはあくまでも保有している地方公共団体、市の機関が管理するという形になりますので、先ほども申し上げましたが、制度は一元化されます。ただし、管理が一元化されるという個人情報保護法の改正でもございませぬし、今回

の条例につきましても管理を一元化するというものではございません。
以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) まとめてやりますけれども、今回の個人情報保護法に基づく施行条例ですけれども、そもそもこのデジタル改革の関連法案が63本の中の一つとして改正されたわけです。とにかくデジタル社会形成基本法の中には、その基本理念を示す個人情報保護の文言がありません。ですから、プライバシーなどの人権保障などをないがしろにすることを前提のデジタル社会基本法ですので、個人情報保護法に基づく施行条例なども一元化するシステムでは、今回問題はないと言いましたが、今後システムでもひな形が示されて一元化されていく可能性がある。とりわけ民間や独立行政機関との関連でも今後大きな影響があるというふうにこの条例改正から読み取れますので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第72号 鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 9 分)



(開議 午前 1 0 時 1 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 73 号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、ご審議いただきます議案第 73 号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これは、議案第 72 号と同様に、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴うものです。現行の鴻巣市個人情報保護条例の下では、目的外利用、外部提供などの個別の個人情報の取扱いにつきまして情報公開・個人情報保護審議会に諮問することによる運用が可能でしたが、改正後の個人情報保護法による一元化後はそうした市独自の運用を行うことはできなくなり、情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務の大半がなくなることとなります。また、改正後の個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議する審議会等の位置づけにつきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは審議会へ諮問することができることと規定され、専門的な知見を有することが求められることから、残された情報公開・個人情報保護審議会の役割を情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求について審議することを所掌事務としている個人情報保護法制に関する専門的知見を有する情報公開・個人情報保護審査会に引き継ぐこととするものです。

議案第 73 号の主な内容といたしましては、審査会に所掌事務が追加されることに伴い、第 1 条の設置規定を改め、第 1 条の 2 において所掌事務を各号に列記するとともに、新たに加える第 7 条の 2 では審査請求に係るもの以外の審議事項についての職員等への意見聴取等の規定を定める

ものです。

また、鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会への所掌事項の移管により情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務がなくなることから、附則第2条におきまして鴻巣市情報公開・個人情報保護審議会条例を廃止するほか、附則第3条では鴻巣市情報公開条例における所要の改正を行うものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) ただいま説明をいただきまして、少しは理解ができたのですが、非常に難しい内容なので、再度質問をさせていただきます。

要するに今までの審議会がなくなって、審査会をつくるということなのですが、今までの審議会のメンバー、新たにつくる審査会のメンバー、その組織等はどのように違うのかということをもっと質問させていただきます。

(総務課長) これまで情報公開・個人情報審議会と情報公開・個人情報保護審査会の2つがあったわけですが、まず審議会のほうは情報公開制度及び個人情報保護制度の管理運営を適正かつ円滑に実施することを目的として設置されている附属機関でございます。情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項ですとか情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議、答申を行っております。委員につきましては、識見を有する方のほか市内各種団体の構成員、また公募の委員で構成されておまして、情報公開制度ですとか個人情報保護制度の運営について市民の目線から広く意見を聞くような審議会となっております。

一方、情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開条例ですとか個人情報保護条例の規定による審査請求について調査、審議するために設置されておまして、審査請求に対して法的な見解が求められることから、専門性の高い方に委員になっていただいております。これまでは、個別の個人情報の取扱い、例えば個人情報の取得ですとか利用ですとか提供、

オンライン結合の可否等の判断について審議会に諮問して、答申を受けた上で取扱いを行うような運用を行っておりましたが、そういった諮問が認められないこととなりますので、審議会の役割の大半の部分はなくなってしまいますので、その残った部分だけを専門的な知見を有する者で構成されている審査会のほうに移管するというようなものになっております。

以上でございます。

(田中) 一応説明をいただきましたが、今度審議会がなくなってしまうので、審査会のほうに移管するということなのですが、前の審議会のメンバーが審査会のほうに天下りしてはいけないのでしょうかけれども、移動する人がいるのかどうかちょっと質問をするのと、人数的には今までの審議会、それとこの審査会、識見を有するとかという答えはいただきましたが、何人ぐらいか、具体的にどんなメンバーかというのをお答えいただければと思います。

(総務課長) まず、先ほども申し上げましたように、今回個人情報保護法で諮問する場合に専門的な知見に基づく意見ということですので、先ほどご説明の中でおりました、これまでの審議会のほうは広く市民の意見を聞くというような形のメンバーで構成されておりましたので、ちょっとその方を審査会にというようなことは現時点では考えておりません。

審査会の委員ですが、3名で構成されておまして、弁護士1名、元県職員1名、通信社の社員1名になります。一方、審議会の委員なのですが、有識者が2名、これは人権擁護委員ですとか元行政関係者になります。それと、各種団体ということで、市内の民生委員・児童委員協議会連合会などの各団体から推薦していただいた方5名プラス公募の委員ということで、定数では10名になります。

以上でございます。

(田中) 今の説明では、審査会のほうが人数が少ないような感じで、審議会のほうが多かったということで理解してよろしいのですね。

(総務課長) はい、お見込みのとおりでございます。

(竹田) 今回審査会のメンバーについては、選定が分かりました。今まで以上に専門的な識見を有する人ということになっていくと思いますが、審議会を廃止するというのは、これまでは先ほど個人情報を適正に管理するという中身も含めて役割を担っていただいたのですが、これが廃止になるということはその理由というか、担保にされるものはあるのでしょうか。

(総務課長) 改正後の法律では、個人情報保護法では、先ほどもちょっと申し上げました、専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要である場合に諮問を行うことができるというふうになっております。このため、専門的知見を有する審査会のほうに諮問するような形に変更する形になっております。先ほども申し上げました、これまで個別の個人情報の取扱いにつきましては審議会に諮問していたわけですが、それについてはガイドラインでそういった個別の案件について審議会等に諮問をして、市独自で運用を定めていくというのは認められないことになっております。法による一元化後は、個人情報保護法ですとか、それにぶら下がるガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られるようになることに加えまして、地方公共団体は法律の中で定められているのですが、専門性を有する国の機関である個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となってまいります。このため、現行の審議会については廃止をした上で、その機能を審査会のほうに引き継ぐというような形になりますが、諮問する案件については個人情報保護委員会に助言を求めることですとか、ガイドラインによる運用というのが細かくガイドラインも定められておりますので、そういったものによる運用を行っていくようになりますので、諮問を行う場面というのは極めて限定されているのではないのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

(竹田) ということは、いわゆる地方自治というのは本来憲法でもしっかりとした章立てされていますよね。だけれども、今回の鴻巣市個人情報の保護に関する法律施行条例ができて、審査会なども設置されるということ、それでガイドラインの中でもこういうふうにしなさいよという

ことで一定程度示されているということは、私ちょっと管理監督というふうに書きましたけれども、そういうふうに国からもいわゆる基準が示されているということは、地方自治体で独自でやることはできないという受け止めでよいのかどうか確認します。

（総務課長）地方分権とか、そういったお話なのかなと思うのですが、今回の法の改正というのは地方分権ですとか地方自治をどうこうということではなくて、やはり個人情報保護法制がばらばらになっているのを一元化するという目的が主たるものかと思います。ですので、法律の範囲で一定のルール、全体のルールを定めているものというふうに認識しております。また、ガイドライン等についてもそういった趣旨で一元化するということで定められておまして、そういう中でそれぞれの団体で個別の運用を行っているというところ、議案第72号の中でちょっと触れさせていただきました2,000個問題とか、そういったことでいろいろな支障が出るということで、それを一元化するものだというふうに認識しております。

以上でございます。

（坂本）すみません。通告はしていないのですけれども、ちょっと今のを聞いていた中で、今まであった審議会というのはどのような事案のこと何回ぐらい、年でどのぐらい開催されているのか、その状況をお知らせいただきたい。

（総務課長）情報公開・個人情報保護審議会のほうは、年何回とかという形で定めて開催しているわけではなくて、諮問する案件があるたびに開催するというような形になっておりました。ここ数年間の諮問事項につきましては、平成18年以降の諮問案件の内容なのですが、個人情報の外部提供に関する諮問が3件、特定個人情報保護評価書に関するものが1件、オンライン結合に関するものが6件となっております。平成28年度以降は、全てオンライン結合に関するものとなっております。

以上でございます。

（坂本）ちなみに、この審議会の委員というのはどのぐらいの報酬になっているのですか。

(総務課長) 審議会の委員長が6,000円で、委員さんが5,500円になっております。

以上でございます。

(坂本) これは、開催されるとき報酬ということですか、それとも年間でということなのですか。

(総務課長) 開催した出席1回当たりということになります。
以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) では、本会議でもっとまとめて行いますが、簡単に。
個人情報保護法の一元化に伴う個人情報保護審査会の廃止というのは、いわゆる国のガイドラインに基づくものです。国が、自治体がやっている個人情報保護に関わる部分での縛りをかけたものとなっている点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。採決は挙手で行います。
議案第73号 鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第74号 鴻巣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正す

る等の条例について、執行部の説明を求めます。

（総務部参事兼職員課長） それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第74号 鴻巣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてご説明いたします。

条例の概要ですが、この条例は令和3年6月4日に国家公務員法等の一部を改正する法律と地方公務員の定年を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月1日から施行されることから、国家公務員の定年引上げ及び地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年引上げ等を行うとともに必要な措置を講ずるため、鴻巣市職員の定年等に関する条例を含め、関係する12の条例の一部改正及び1つの条例を廃止するものでございます。

次に、主な改正の内容ですが、条例の数が多いため、職員の定年等に関する条例を中心に新旧対照表に沿った形で説明をさせていただきます。初めに、鴻巣市職員の定年等に関する条例の一部改正ですが、第3条の改正は地方公務員法において、職員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めるとされており、国家公務員法の改正により定年が年齢65年に引き上げられることから、市職員の定年も年齢65年とするものです。

第4条の改正は、定年による退職の特例について規定するもので、通常は定年に達した職員は定年に達した日後における最初の3月31日に退職しますが、事由があるときは1年以内で期限を決めて、最長3年までこれまでの職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる旨の規定が現行でもあり、今回の法改正で管理監督職勤務上限年齢制及びその特例が設けられたことから、両制度の調整を図るため、ただし書の整備等を行うものです。

第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定めるもので、給与条例で規定する主幹以上の職を管理監督職とするものです。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を定めるもので、当該年齢を60年と定めるものです。

第8条は、管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって、任命権者

が遵守すべき基準に関する事項について規定するものです。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例について定めるもので、事由があるときは条例で定めるところにより、管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から1年以内で、さらに事由が引き続くときは期間を延長して最長3年まで管理監督職として勤務させることができるとされていることから、当該事由等を定めるものです。

第10条は、管理監督職に係る異動期間後も引き続き管理監督職として勤務させる場合には、あらかじめ当該職員の同意を得ることを規定するものです。

第11条は、異動期間を延長して管理監督職として勤務させる事由が消滅したときは、管理監督職以外の職へ降任とすることを規定するものです。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定するもので、地方公務員法において地方公共団体の条例で定める年齢、この年齢は条例で60年と規定をしますが、60歳に達した日以後に退職した者を選考によって短時間勤務の職に採用することができるとしていることから、当該短時間勤務の職として定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定するものです。

次に、附則第3項は、本則の第3条において職員の定年を年齢65年と定めますが、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年に関しては、国家公務員と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げることを規定するものです。

附則第4項は、地方公務員法で条例で定める年齢である60歳に達する日の属する年度の前年度、つまり59歳に達する年度において、60歳に達する日の翌日以降に適用される任用及び給与に関する措置等の情報を提供するとともに、60歳に達する日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めることが規定されていることから、条例において地方公務員法と同様な内容を規定するものです。

次に、鴻巣市職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第4条第12項は定年前再任用短時間勤務職員の給料月額算出方法を規定するもの

で、現在の再任用短時間勤務職員と同様の方法で算出をするものでございます。

第6条から第18条までは、字句の改正や引用条項の整理です。

附則第12号から第18号までは定年延長に伴う経過措置であり、主なものとしては附則第12項では、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員の給与月額はその職員に適用される給料表の職務の級と号給に応じた額の7割とすることを規定するものであり、第13条では任期付職員や非常勤職員等については給料月額7割措置の適用をしないことを規定するものです。

また、別表第1の給料表の改正については、給料表に規定する月額は定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を算出するための基準となる給料月額であることを明記するものです。

次に、鴻巣市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正ですが、これは給料月額が7割水準となる前に給料月額10分の1の減給の懲戒処分を受け、その後定年延長で給料月額が減少すると減給の懲戒処分発令当時よりも減額する割合が多くなることから、減額が給料月額7割措置後の10分の1に相当する額となるよう規定するものです。

次に、鴻巣市職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の一部改正ですが、これは降給に関する減額措置を規定するものであり、各職員に対する給料月額7割措置については、地方公務員法第27条第2項に規定する降給とみなすことを本条例で規定するものです。

次に、鴻巣市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正ですが、第2条及び第24条は定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴う引用条項や字句の改正です。

附則第2項から第5項までは、職員の給与に関する条例の一部改正と同様となるよう、定年延長に係る給料に関する特例措置について規定するものです。

次に、鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴う字句及び引用条項の改正です。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。第2条では育児休業をすることができない職員を、第9条では育児短時間勤務をすることができない職員を規定しておりますが、降任すると公務の運営に著しい支障が出るため、60歳以降も引き続き管理監督職として勤務する職員は、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員としてそれぞれの規定に加えるものです。

第17条及び第19条から第22条までは、字句や引用条項の改正です。

次に、鴻巣市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、第1条及び第3条は引用条項の整理です。

附則第2項は、技能労務職員の給与に関する経過措置であり、職員の給与に関する条例の附則において、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の給料月額について7割水準とする規定を設けていますが、技能労務職員については規則で当該事項を規定するものでございます。

次に、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、これは引用条項の整理や字句の改正でございます。

次に、鴻巣市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、第2条の改正は引用条項の整理と字句の改正のほか、公益的法人等へ派遣できない職員として降任とすると公務の運営に著しい支障が出るため、60歳以降も引き続き管理監督職として勤務する職員を加えるものです。

第10条は、特定法人の業務に従事するために、市を退職して行かせる職員について条例で定める職員を除くことから当該を除く職員として降任とすると公務の運営に著しい支障が出るため、60歳以降も引き続き管理監督職として勤務する職員を加えるものです。

次に、鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は引用条項の改正であり、次の鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は字句の改正でございます。

最後に、鴻巣市職員の再任用に関する条例の廃止ですが、これは地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、現行の再任用制度が廃止されることから市の再任用に関する条例

を廃止するものです。

なお、定年延長が完成するまで段階的に定年の年齢が引き上げられる期間においては、段階的に引き上げられる定年と65歳との間に隙間が生じることとなり、この期間の職員について現行の再任用と同様の措置が受けられるよう、暫定再任用制度を経過措置として設けるものです。

これら一部改正条例及び廃止条例の施行日につきましては、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行日と同様に、令和5年4月1日からの施行とするものです。ただし、令和4年度中に令和5年度に60歳に達する職員に対して、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置等の情報を提供するための関係規定である附則第11条の規定は、公布の日から施行することとするものです。

また、各条例の一部改正に伴う必要な経過措置を併せて規定をしております。

議案第74号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）通告してあります質問からまず入らせていただきます。

定年年齢なのですけれども、先ほど資料を配られまして、それを見ればということになるのですけれども、今年定年の人は令和7年度定年の人ですね。今年度定年の人はどのようになるのか。

あと来年度、令和5年度定年の人はどのようになるのかということをお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）今年60歳の人につきましては、定年の年齢は60歳でございます。そうしたことから、定年の退職は令和4年度末である令和5年3月31日の退職となります。

来年度の退職者は、令和5年度から定年年齢が1歳引き上げられることから、令和5年度の退職者は制度上は出ない形となります。

以上です。

(田中) 今の説明でいくと、1年ごとに1歳ずつ延びてくような……

(2年ごとの声あり)

(田中) 2年ごと、先ほどの表ではそうですね。今補足を聞いたのですが、けれども、2年ごとという話なのですからけれども、学年ごとの人の、このもらった表だと今の2年ごとというのとまた錯覚を生じてしまうので、ちょっともう一回分かりやすくお願いします。

(総務部参事兼職員課長) それでは、お配りいたしました定年年齢別職員数の表で説明をさせていただきますと、まず一番上、今現在令和4年度の年齢が60歳の人については、定年年齢が一番左のところ、60歳でございます。退職の年度は、令和4年度末ということで今年度末。次、その下の今現在59歳の人というのは、定年の年齢が61歳となります。この方については令和6年度末、令和7年3月31日が定年退職の日となります。その下、58歳の人につきましては、定年の年齢が62歳となります。そうしたことから令和8年度末、令和9年3月31日ということでの退職になっていきます。年齢は1歳ずつのところを見ていったときには、退職年度が2年度変わるということでございます。

(田中) 要するに5年間続けられ、1年ごとの契約ということですが、65歳までできる最短距離の年齢の人は今でいうと何歳の人からなのか。

(委員長) もう一度質問してもらえますか。

(田中) 65歳まで勤められる人の年齢は、今でいうと56歳の人ということですか。

(総務部参事兼職員課長) 定年年齢が65歳になって、65歳まで常勤職員として勤務ができる方は今現在55歳の方でございます。

以上です。

(田中) 了解しました。

それでは、次にここ土日休みだったので、もうちょっと聞きたいものがあったので、申し訳ないのですが、追加して聞かせていただきたいと思うのですが、文章を読んでいくと、再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員となるということなのですが、この違いというのは勤

務体系だけなのでしょうか。再任用職員と再任用短時間勤務職員。

（総務部参事兼職員課長）田中委員のおっしゃるとおりで、再任用職員はフルタイム、再任用短時間勤務職員は短時間勤務ということでございます。

（田中）それでは、次に定年年齢は当然学年ごとになると思うのですが、P 32の基準日について書かれているところがあったのですけれども、それによると4月1日生まれの人はどのようになってしまうのかなど。学年だから、よく普通学年だと4月2日から翌年の4月1日までなのですが、基準日を4月1日というふうになにか書いてあったと思うのですが、その32ページに。そうすると、その前の日に年齢がいつているとかというような文章があった記憶なのですけれども、そうするとその人はその年齢にならないのかなというふうに解釈をしてしまったのですけれども、当然そんなことはないと思うのですが、その辺について明確な説明というのはできるのでしょうか。

もう一回聞きます。基準日が4月1日というふうになっていると言われたのですけれども、誕生日、よく普通の学年でいくと4月2日から翌年の4月1日までの人が同じ学年なので、4月1日基準というふうになってしまうと、4月1日の人は下手すると1年延びてしまうのかなというふうに思ったので、その解釈についてお聞きをします。

（総務部参事兼職員課長）職員の定年等に関する条例の2条で、職員は定年に達したときは定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するということになっております。こうしたことから、4月1日生まれの人が定年に達するのは誕生日の前日の3月31日となりますので、定年に達した日以後とあることから、その3月31日が定年に達した日が含まれるため、誕生日の前日の3月31日が定年に達した日以後、最初の3月31日なので、誕生日の前日に退職をするということになります。

（田中）要するに同じ学年の人はそこで終わりですよということによろしいのですね。成人式もそうでしょうけれども、老人会の呼ばれるやつもちょうど多分学年だったと思うので、退職に関しても同じようなふうに解釈をすればいいということによろしいですね。

(総務部参事兼職員課長) はい、そのとおりでございます。

(田中) 34ページの(5)とか(6)とかというところなのですが、説明を読んで解釈が違ったのかどうか分からないのですけれども、25年以上勤務して、65歳の定年制の施行日以降に退職した者の再任用ということなのですけれども、定年前に辞める人は多分再任用をやらないのではないかなとは思いますが、定年前に辞めた人の再任用について、定年前に再任用があるのか、あとは定年前に辞めた人、例えば50で辞めても60から65まで勤められるとか、50で辞めてもその後勤められるかという変な質問なのですけれども、そこは説明を読んだだけではちょっと分からなかったので、分かりましたらお願いします。

(総務部参事兼職員課長) 定年に達する前にお辞めになった方は、再任用になることはないです。25年のところは、25年以上勤務して定年の年齢に達した後ということになってきますので、定年の年齢に達する前に辞めた方が再任用ということはありません。

(田中) もう一回、最後、要するに25年勤めても早期退職した人は再任用はあり得ないということによろしいですね。

(総務部参事兼職員課長) はい、そのとおりでございます。

(金子) 何点か質問いたします。

質問の前にちょっと理解したいのですけれども、先ほど配られました定年年齢別職員数、これで見ますと定年年齢が65歳で、一番下の行でございますけれども、その人は令和14年度末に退職ということで、この人については今現在は55歳ということで、この職員数というのは、この55歳の人たちが該当する、33名いらっしゃるということですよ。ちょっとその確認をお願いします。

(総務部参事兼職員課長) 金子委員ご質問のとおり、55歳の方が現在33人おるということでございます。

(金子) そうしますと、ちょっとこれ質問とは離れてしまうかなと思うのですけれども、結構人数的には多い状況ですね。ほかの今の60歳の人たちを見ていて、56歳を見ると十数人ということなのですけれども、一遍に増えてしまうような、これ以降の人結構いらっしゃるということで、

例えば今ここに書かれてあるのは55歳ですけれども、54歳の人も、では30人ぐらいとか、そういうふうな体系ということが言えるのでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

（総務部参事兼職員課長）現在の把握している人数でございますけれども、令和14年度末で65歳となる方については33人で多くて、その次の現在54歳の方は23人、53歳の方が27人、52歳の方が21人ということで、ちょうど今55歳の方が人数が多い状況でございます。

（金子）承知しました。ちょっとこれを見ていると一遍に多かったので、あれっというか、人数的には多いのだなと思ったのですけれども、そうしますと私の質問の中で定年延長に伴います組織編成ということで考えると、これは新規職員の採用等にも関係が微妙にあるのではないかなと思うのですけれども、その方向づけということで市のほうはどういうふうに考えるのか、ちょっとお聞きいたします。

（総務部参事兼職員課長）定年延長に伴いまして、制度上は2年に1度は退職が出ないこととなります。そうしたことから、職員の採用にも影響はあると考えておるところですけれども、職員の採用を決める上で今後留意をしなければいけない点ということでは、定年引上げが開始された以降は60歳を超える職員が定年引上げ後に常勤職員として働きたいのか、定年前再任用短時間勤務職員として働きたいのか、あるいは退職を希望しているかなど、そういった意向を確認しまして、退職者の見通しを立てることが必要となると考えております。そうしたことから、59歳の職員へ60歳以降の任用に係る情報提供を行って意向確認をして、退職者の補充あるいは採用者数の平準化、それと専門職の退職との年齢ですとか業務量の状況等を踏まえて、採用計画を立てて対応したいと考えております。

（金子）今のお話ですと、退職する年齢のちょっと手前ということですが、2年に1度とかそういうことになると、長期的に考えて、それこそ50の前半からやはり方向づけということで考えることも必要かなと思うのですけれども、それではないと、来年度は少ないから、では今年はいっぱい採ろうとか、再来年度はとか、そういうので単年度ごとに

やっていると、やっぱり長期的な市の職員とか体制とか、それと私の質問の中でも職員の士気高揚ということで考えると、非常に65まで勤められるのだから、のんびりいいやとか、それとか職員数がどんどん、どんどん減ってというか、新しい人、若い人が減って、変な言い方ですけども、お年寄りばかり多くなるということになると、やっぱりさっき言った士気高揚にも影響するのではないかなと思われるのですけれども、その点についてもやはりどういうふうに行行政のほうで考えるのかお聞きしておきます。

（総務部参事兼職員課長）2年に1度退職者が出ないという制度上の話につながるのですけれども、そうしますと2年に1度は退職者が出るところになります。通常であれば毎年退職者が出るところなのですけれども、2年に1度退職者が出ない部分については2年で平準化を行って、例えば10人であれば5人、5人、プラス毎年勸奨退職あるいは自己都合退職というのもございます。こういったものも把握しながら、業務量を見て採用していくというところですが、ただ、その前提としては今回アンケートを取っております。そうした中では、フルタイムで希望するのか、再任用を希望するのか、60でやめるのかといった部分も少し見えてきているところがございますので、そういったものを考えながら採用計画を立てて対応していきたいと考えております。

（金子）承知しました。

そうしますと、あと確認ですけれども、先ほどの説明の中でもありましたけれども、国も地方も同様ということで、令和5年の4月1日施行ということになるということ、他市の動向ということ、私質問いたしましたけれども、そのような時期的な方向でよろしいのでしょうか、お伺いします。

（総務部参事兼職員課長）法律の施行日、令和5年4月1日でございます。全国一律に同日の施行で進んでいるものと考えております。以上です。

（金子）それでは、ちょっと先ほど頂いた資料をもう一回、別の資料ですけれども、職員の勤務形態についてということでございますけれども、

上の正規職員はいいのですけれども、あと暫定と定年というので、これ見ていくと内容的には同じなのかな。内容的なことと同じようにちょっと見えたのですけれども、何か違いがあれば説明をお願いいたします。

（総務部参事兼職員課長）今回の定年延長に伴いまして、現行の再任用制度というのが一旦廃止をされます。廃止をされるのですけれども、再任用制度というのは残りまして、今再任用されている方は今の制度が廃止されるので暫定ということで残りますので、暫定再任用短時間勤務職員。それと、令和5年4月1日からは定年が延びることになります。61歳、62歳というふうに定年が延びていきまして、65歳までになってくるのですけれども、旧定年の60歳に達した日以後に退職をする方については再任用制度がございます。ただ、定年である65歳には達していませんので、定年前に再任用になるということから、名称としては定年前再任用短時間勤務となるのですけれども、勤務の形態ですとか給料月額とか、そういったことものは一緒でございます。違いとしては、現行の再任用の職員は毎年ごとの更新でございますけれども、定年前再任用短時間勤務職員、これは当該職員の定年退職相当日までが任期ということになってくるところが違うところでございます。

以上です。

（金子）そうしますと、この勤務形態の中で、言ってみればこれは今後このような勤務形態ということで、65歳定年ということですとずっと続くのかどうか伺いいたします。

（総務部参事兼職員課長）今回定年延長に伴いまして、60歳以降の働き方については65歳まで常勤職員として働く方法、それと60歳で退職をして定年前の再任用短時間勤務で働くという、その方法でございます。ずっとそれが続くのかというところでございますけれども、今の制度ではそれが続くというふうに認識をしております。

以上です。

（竹田）まず、資料を出していただきまして、ありがとうございます。非常に複雑な勤務形態になるということがよく分かりました。こうした定年の延長の問題について、また60歳過ぎたら給与が7割になるという

ことも含めて、労働組合とはどのような話し合いになっているのか、まずお聞きします。

（総務部参事兼職員課長）職員組合とは協議を行いまして、協議の内容としては定年年齢の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度、給料月額7割措置といったことについて提案をしまして、事務折衝4回、団体交渉2回行いまして了承を得ているところでございます。

（竹田）基本的には組合と合意しているというふうを受け止めます。そうした中で、今回の条例改正に伴って、今再任用の人が暫定再任用というふうになっていくわけですね、名称が。その人たちは、暫定再任用の中では4分の3と2分の1になっているのですが、何人おられるのか。また、年度ごとに少しずつ先送りになるのですが、それらも含めて教えていただきたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）現在再任用されている方は全て4分の3勤務で、人数は33人でございます。令和2年度に任用された10人の方、令和3年度に再任用になった8人の方は64歳まで暫定再任用短時間勤務職員となりまして、今年度採用になられた方につきましては65歳まで暫定再任用短時間勤務職員として勤務をすることが可能でございます。

（竹田）基本的には65歳まではずっと暫定再任用という形態で勤務されるということですね。

では、先ほどの中で今後の採用見通しということで、この間広報11月号に、今、年齢別ではこのくらいの職員がいますというので年齢別職員構成というのが出ていて、若い人ほど少ないというのがよく分かって、65歳まで勤務する人が先ほどでいうとトータルで96人になるのですよね。ですので、本会議場でも影響額はどのくらいあるのというふうに聞いたのですけれども、今後の採用の見通し、先ほど59歳と言っていましたけれども、59歳でいいのですか。その年にやったら、その年の年初めにはもう公募をかけなくてはいけないわけだから、もっと早い時期に意向というのは確認する必要があるのではないかなというふうにちょっと思うのですけれども、夏くらいに大体公務員の試験って始まりますよね。だか

ら、その前に公募をかけるから59歳でいいのかどうか、ちょっと全体のタイムスケジュールも含めてお答えいただきたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 退職に係る情報、60歳以降の働き方に係る情報提供につきましては、60歳に達する年度の前年度、59歳のときに意向確認をして、翌年に募集をかけますので、60歳に達する年度の前年度に意向確認をすることで間に合うというふうに考えております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時14分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) では、先ほどの続きです。条例の第3条で3年を超えることができないと、いわゆる管理監督の部分も含めてですけれども、この中身についてお伺いします。

(総務部参事兼職員課長) 定年年齢が65歳になるのですけれども、従前と同様に特別の事由がある場合については最大3年で68歳までというところで、これは今までの規定がある中でただ単に年齢が上がったところでございます。3年を上限とする理由につきましては、公務上の必要に基づく定年の延長については無制限に認められるものではないというふうなところから定められるというところでございます。

(竹田) ほかの委員も質問していますので、通告したところは大体分かりましたけれども、勤務形態の一覧表を出していただいた中で、職員定数との関係ではどのようになっていくのかをお尋ねしたいと思います。

(総務部参事兼職員課長) 職員の定数条例との関係ということになるかと思えます。2年に1遍退職者が出ない状況において、常勤職員は今後65歳まで働いていくことが可能となってまいります。常勤職員を希望する職員が増えてくれば、当然人数が増えてくるものでございます。ただ、一定数、半数近くにつきましては条例定数に含まれない再任用短時間勤務あるいは退職というふうな選択も考えているというところでございますし、各年度におけるそれぞれの職員の方が毎年半数常勤職員を希望す

るのかどうかというところは分からないところでございます。定数条例との関係につきましては、今後の退職を選択する方の状況、常勤職員を選択する方の状況に応じて、もし上限に達するようなことになれば、そこは定数条例の改正ということで対応していきたいと考えております。

（竹田）いわゆる定年前再任用職員と暫定再任用職員ということで、4分の3と2分の1の勤務形態がありますよね。その人たちというのは、職員定数にどのようにカウントされるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、いずれも短時間勤務でございます。定数条例には含まれないということでございます。

（竹田）含まれないということは、今職員の定数700人を上限とするという定数条例になっていますよね、職員の。そういうことを考えたときに、では700人なのか、全体としていろいろな職員の運営をするときには何人まで実際に採用されるのかをちょっと確認したいと思います。

（総務部参事兼職員課長）定数条例の上限でございます。715人となっておりますところでございます。今現在694人でございます。今後の定年の状況、常勤職員を希望する職員の状況等を踏まえて、定数については考えていきたいと考えております。

（竹田）分かりました。

これ最後の質問にしますけれども、先日職員が12月1日で退職しましたというのが流れてきたのです。それで、本当に多分定年前の職員で、よくその方は存じませんけれども、そういうことを考えたときに想定外のことはいくらでも起きると思うのですけれども、715人まで採用できる範囲の今運営しなければならないのに695人だったわけです。かつ分限休職をされている職員もいるという点では、現在いる職員の皆さんが本当に頑張ってください、かつ推進チームが幾つかありますから、そういう点からいうと職員の労働条件をよくしていく、基本的には残業しなくても済むような勤務形態というのはいかに職員課では検討されているのか、最後に伺っておきます。

（総務部参事兼職員課長）委員おっしゃるとおり、時間外勤務が発生し

ないというのは最も好ましいというふうなところがございますけれども、多様な業務、突発的な業務ということで時間外勤務を実際にやっているところがございます。そうした中で、職員、今694人というところですがけれども、それ以外に任期付職員あるいは再任用短時間勤務職員、そのほか会計年度任用職員ということで任用を行っておりますので、そういったことを組み合わせながら行政サービスの向上を図っていきたいと考えております。

（中野）議案第74号について質疑を行います。

最初に、通告したやつは今朝表が出ましたので、これはよく分かりましたので、これは省略します。

次の定年前再任用短時間勤務制の導入、これ初歩的なのですが、これまでの再任用の場合は大体5割ぐらいになってしまうというふうに聞いているのですけれども、今言った定年前再任用を希望した職員の給料は大体平均でどのぐらいになるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）退職をして再任用短時間勤務になりますと、6級以上の人につきましては主査ということで、金額にしますと月額で約21万円でございます。

（中野）それは分かりました。

次に、議案の資料の中に暫定再任用制度導入ってあるではないですか。これについては、定年が65歳となるまでの間に現行の再任用制度を暫定的に存続させるということですがけれども、これについてはこの人たちの給与というのは短時間ではなくて再任用、フル勤務の場合、どのぐらいの平均給与になるのですか。

（総務部参事兼職員課長）フルタイムの場合になりますけれども、資料、給与条例の新旧対照表に表示をされておるところなのですがけれども、再任用につきましてはフルタイムの場合は4級ですと27万4,600円、これに6%の地域手当が加算されたものが給料月額となります。

（中野）そういった今の状況を、なぜこんなことを聞いたかというのと、今後定年延長されたときのことをこれらを参考に質問していきたいと思うのですが、定年前延長に伴う給料の特例措置として、当分の間60歳を

超える職員の給料を60歳時点の7割水準に設定するというふうに書かれています。そうすると、特例措置というのはまずどのぐらいの期間なのですか、当分の間というのは。

（総務部参事兼職員課長）当分の間でございますけれども、国のほうで示されているものについては、定年の段階的引上げが完了する令和13年3月31日までというところでございます。

以上です。

（中野）今言ったように、令和13年3月末までという、これが当分の間だということがありましたので、それは分かりました。

次に、60歳の7割水準というふうに書いてあります。しかも、この資料によると管理監督職勤務上限年齢制の導入の中に、今の60歳、課長で例えば主幹だったとすると、それは管理職から主査まで落ちるわけです。主査まで落ちて、その7割ということになれば、少なくとも課長で主幹のときもらっていた給料からかなり落ちると思うのだ。その辺のことについて、何か救済措置があるのかどうか伺っておきたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）給料が劇的に下がる部分の対応でございますけれども、60歳の当時仮に課長職だったものとします。課長職が施行日以降は主査に落ちます。主査に落ちた金額の7割となりますと、相当落ちるわけでございます。そうしたことから、課長のときの7割措置と、課長から主査に落ちたときの7割の金額、その間の金額を調整額ということで支給して、結果としては管理監督職のときの7割の給与が措置されるというふうな制度がございます。

（中野）今の答弁で、主幹で課長だったと、その人が給料表で例えば45万だとする。そうすると、それが主査に落ちると、例えば30万円になってしまうと。その7割だと21万。45万の7割だと幾らですか、三十何万になるか。そうすると、その差については調整給で見ると、救済することであれば、平たく取れば60歳のそのとき得ていた給料の7割は保障するのですよということになるろうかと思いますが、そういう理解でよろしいですね。

（総務部参事兼職員課長）はい、中野委員おっしゃるとおりでございます

す。

(中野) なぜこれまで聞いてきたか。つまりこの間の30日の本会議の中で、該当する職員にアンケートを取ったということであります。しかし、私驚いたのですけれども、そのとき定年延長を希望するという人が、たしか私の記憶だと50%台だったというふうに記憶しております。ですから、通告には50から60と書いてあるのですけれども、50%台。普通働く者として定年延長になれば、私は90とかのパーセンテージの人がみんな希望すると思っていたのだけれども、こんなに低いということについて、今言いましたように担当職員課としてその数字を見たときにどのようなことを思い浮かべたか。つまりもう俺は働きたくないのだと、それは逆に言えば職員の方は経済的に裕福なのかと。だって、今65歳ですよ、年金は。その辺も含めて、そうした状況を踏まえたときにこの低い割合、私から言えば低い、50%なんていうのは2人に1人だからというようなことについて、どのようなことを担当課として思ったかお聞きしたいのですが。

(総務部参事兼職員課長) 60歳以降も常勤職員として働く職員が5割というところがございますけれども、職員課のほうで考える部分としましては、今回の定年延長で60歳以降も常勤職員として働くというところについては、給料は7割措置はされます。ただ、もう一つの選択として定年前再任用短時間勤務職員、これ現在の再任用短時間勤務と同様の制度であって、非常に給料月額が低いところがございます。そうしますと、働き方としては60歳以降も常勤職員となりますので、さらに主査として本格的、もう担当の業務に入っていくわけがございます。今まで課長、副部長、部長だったというふうな者が今度主査に落ちてフルタイムで働くところも相当きつところもあるのかなというふうには考えておるところでございます。いろんな計画をつくるというときも主導的にやっていかなくてはいけない、それから後進の育成もしていかなくてはいけないというふうなところで期待される役割は大きいところがございます。そういったところを考えると、50%ぐらいの方が希望されるというところは大変頼もしいなというふうには感じておるところでございます。

(中野) そうすると、このアンケートで細かいことは説明なかったのですけれども、今言った定年延長については希望しないというのが50%強だったかな、あったということですよ。ということは、そのアンケートの中に正規の職員としてではなくて、例えば定年で短時間再任用を逆に希望するのだというような質問等があったのかどうか伺います。

(総務部参事兼職員課長) 先ほどの常勤職員50%というのを見込んでいるというところでございます。アンケートの結果で申しますと、フルタイムの方は約3割、30%です。再任用短時間勤務の方が25%、60歳またはそれ以前での退職という方が約15%、未回答という方が約30%というふうなところでございます。未回答の方の約半分を常勤職員の希望というところに回しますと、大体半分ぐらいが希望されるかなというところでございます。

(中野) 今各項目に対するパーセンテージが答弁ありましたけれども、これからすると鴻巣市というのは大変働きづらい場所なのですか。労働力強化を含めて、非常に鴻巣市という一つの職場としては、職員とすればいつまでも働いている場所ではないというふうな状況にあるというふうに私は判断できるのですけれども、そういうような、この数字からして、やっぱり職場環境の改善という問題についてどのようにやっていくのかと。職員一人一人が働きやすい、意欲を持って働けるというような職場環境ということにすることが将来の鴻巣市につながっていくと思うのだけれども、この職員の今の状況を見るととてもそういう状況にないということについて、担当課としてどのように考えるのですか。

(総務部参事兼職員課長) 60歳で辞めてというふうな選択をする方は、少ないかなというふうに考えております。というのは、今現在でも多くの方が再任用短時間勤務を選択して、引き続き65歳までの勤務をされているところがございます。60歳以降も常勤職員として働くケース、これからは初めてでございます。どういった形での勤務になるのか、どういったことが役割として求められるのか、そういったところが分からないというところもあってのこのアンケート結果というふうに考えております。今後61歳以降、常勤職員として働く方の働き方を見て、ああ、ああ

いうふうな形でやればいいのかというふうなことが分かってくれば、もう少し状況も変わってくるかと思います。職場環境の改善につきましては、今後もそういったベテランの方が残っていたりすることによって、いろんな知識、経験が引き継がれていくと思います。いろんな相談事もできるようなケースになってくるとと思いますので、今後定年前再任用短時間勤務の方も増えるというところから、環境も改善が図られるのかなと考えております。

以上です。

（中野）最後に聞きますが、定年が延長されると、それはやっぱり正規職員というふうカウントされるわけです。そうすると、今言った給料表の扱いについてはお聞きしました。手当関係、これについては70%をどうされるのか、あるいは正規職員である以上はそのまま100%保障するのかという考え方があると思いますけれども、各種手当関係について最後はお聞きしたいと思います。

（総務部参事兼職員課長）60歳を過ぎまして、給料月額7割措置がされます。給料月額に連動する地域手当あるいは期末手当といったものにつきましては、7割措置をされた後の金額で計算をしていきますが、扶養手当であるとか、そういったものにつきましては、勤務の給与の基礎となる給料月額に関係しないものにつきましては60歳以前の方と同様でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 鴻巣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第75号 鴻巣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(ICT推進課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第75号 鴻巣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル行政推進法第13条第1項では、地方公共団体は情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続について、法令に基づく手続等に準じてオンライン等により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、この趣旨にのっとり、本市の条例または規則に基づく手続等について、法令に基づく手続に準じてオンラインで行うことに加え、新たに電子証明書等による本人確認や手数料の電子納付等についてもオンラインで可能とするための改正を行うものです。

具体的には、1つ目としまして、条例の題名を法律に合わせ、鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例と変更し、法律における文言につきましても条例に反映しております。

2つ目としまして、条例または規則において署名等をすることが規定されている申請等をオンラインにより行う場合に、当該署名等については

個人番号カード等の電子証明書等をもって代えることができる規定を追加するものです。

3つ目としまして、条例または規則により手数料の納付方法が規定されている場合について、当該手数料の電子納付を可能とする規定を追加するものです。

4つ目としまして、条例または規則により申請等の際に添付することが規定されている書面等について、個人番号カードの利用、その他の措置により当該書面等の情報を入手し、または参照することができる場合は添付を要しないこととする規定を追加するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 質問します。

75号の申請方法や支払い方法なのですけれども、電子申請や電子の支払い方法にはどんなものがあるのか、まずお聞きします。

(ICT推進課長) まず、本市における電子申請でございますが、電子申請ができる仕組みとしましては国が運用いたしますぴったりサービス、それと埼玉県と県内市町村が共同で運営しております埼玉県市町村電子申請共同システムがございます。

また、オンライン納付につきましてはサービスごとに異なりますので、埼玉県の電子申請システムの場合で答えをさせていただきたいと思えます。まず、埼玉県の電子申請システムでは、電子納付につきましてはオプションサービスとなっておりまして、今現在本市ではこのオプションサービスを申し込んでいる状況ではございません。県の電子申請システムにおけるオンライン納付につきましては、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済が決済方法として用意をされてございます。また、この3つの決済方法で使えるブランドといたしましては、全部で12ブランドが利用可能となっている状況でございます。

以上です。

(田中) 今申請をしていないということなので、来年はやらないのかな

と思うのですけれども、その辺と、あと相手方に払う手数料等についてはどのような料金体系になっているのでしょうか。

（ICT推進課長）まず、電子納付の今後につきましてでございますが、埼玉県の場合はオプションということで、今現在庁内に向けてオンライン申請ができる申請等がどれくらいあるのかという調査をさせていただいております。この調査の中で、手数料等を求めるような申請がどれくらいあるのか、また埼玉県の電子申請では講座の申込みやイベントの申込みなど、そういった使い方もできますので、オンライン納付の必要性がどれくらいあるのかといったことを調査いたしまして、オプションサービスの申込みですとかというところを検討していきたいと考えております。

（田中）それで、始める見通し、いつ頃になるのかということと、手数料または設備投資等についてはどのくらい把握しているのでしょうか。

（ICT推進課長）まず、見通しでございますけれども、今現在庁内のDX推進会議の下に設けました窓口電子化部会という検討部会がございます。この中で、キャッシュレスの利用拡大、そういったところを検討しておりますので、今後オンライン納付につきましてもその部会で検討していきたいと考えております。

また、手数料のほうでございますが、こちらサービスによって手数料率というのが異なっておりますので、今現在の県の電子申請システムにおける手数料でございますが、まずクレジットカード等でございますと決済金額の3.45%が手数料となっております。また、電子マネー等でございますと、これもブランドによって異なりますが、4%前後から5%程度の手数料率となっております。また、QRコード決済、これもかなりブランドによって幅がございまして、3.45%から6%程度というようなブランドによって多少率が違っている状況でございます。

以上です。

（田中）一応手数料的には大体おおよその数字は理解できました。見通しなのですが、何年度ぐらいから実施できるかということがちょっとまだお答えになっていないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(ICT推進課長) オンライン納付を可能とする目標年度というところは、今現在特に目標を立てているわけではございませんが、申請者の利便性の向上等に資するものということからしまして、やはり早期にこれは窓口電子化部会のほうで検討を含め、また庁内の申請等の調査結果を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

(田中) それでは、次にその申請、そしてまた支払い方法について手違い等が考えられると思うのですが、電子申請による申請の手違い、または納付の行き違い等はどのように対処していく予定でしょうか。

(ICT推進課長) まず、申請に関する手違いというところになりますと、やはり申請をする方が最初のメニュー画面からどの申請を選ぶかというところでのもし操作間違いがあったという場合ですと、ちょっとそこをなかなか防ぐ手だては今のところないのかなというところ、実際の申請データの中身を見つつ該当するかしないかというような、業務ごとにその辺は検証していく必要があるのかと思います。

また、支払い方法の手違いについてというところでございますが、まず県の電子申請の場合ですと申請に係る手数料というのをあらかじめ設定することができます。申請時に決済をするもの、または後払いとして申請受理後もしくは許可をした後ですとか、そういった後に決済できるような手順ということも設定ができます。また、最悪いろいろな申請等誤りがあった、もしくは金額等に誤りあった場合は返還の手続という、支払い返還という方法もございますので、そういったところでの対応になるかと思います。

以上です。

(田中) では最後に、なりすましまたは悪用等が考えられると思うのですが、その場合に対する対処法とされた場合の対処はどのようにする予定でしょうか。

(ICT推進課長) なりすましにつきましては、かなり難しい部分があると思います。この中で、まず個人番号カードなどの電子証明書を本人確認として使えるような形で申請の段階で確認をすることができます。

仮にですけれども、個人番号カードなどを紛失して捨てた人がなりすましのよう形で使おうといった場合ですが、電子証明書の利用に関しましてはやはり暗証番号等の入力が必要になってきてございますので、押印に比べたらなりすましの対策としてはされているというふうに考えてございます。

以上です。

（竹田）前任者がいわゆるセキュリティーの問題でも少し質問をしましたがけれども、今後活用の範囲としてはいわゆるそれぞれの企業との関係が出てきますよね、電子カード、電子マネーにしろ、クレジット決済にしろ。そういうところとのセキュリティーというのは、どのように担保されるのでしょうか。

（ICT推進課長）まず、オンライン納付に関するセキュリティーというところでございますが、これに関してはサービスを提供している事業者ごとによってセキュリティーに関しては担保されていると考えております。また、埼玉県の電子申請システムの場合でいいますと、今現在国のほうからも一応セキュリティーのほうは担保されているということを認証いただいているようですので、十分にセキュリティー対策はされているものと考えております。

以上です。

（竹田）今回の条例改正は、できる規定でよいのか。今いわゆる個人認証カード、マイナンバーカードについて、健康保険証のひもづけについて非常に義務化するかのような動きがあります。そもそもマイナンバーカードというのは、あくまで任意ですよ。そういう点からいうと、できる規定でよいのか、個人番号カードも含めて、これらをちょっと質問しておきます。

（ICT推進課長）まず、できる規定でよいのかというところでございますが、まさに委員おっしゃるとおりでございます。今回の条例改正につきましては、他の個別の条例で書面による手続というのが規定をされている場合でもオンライン化ができると、オンライン申請等の仕組みがつかれるというものでございますので、書面がなくなるわけではござい

ません。あくまでも書面に加えて、そういったデジタルでの手続というものが手段として増やせるというようなことになります。

以上です。

（竹田）先ほどセキュリティーの問題で、電子カードの企業が安全対策を取っていると、クレジット決済した場合もクレジット会社が安全性について、セキュリティーについて担保しているということがありましたけれども、日本の電子技術というのは世界の中でも遅れているのです。ちょっとあれですけれども、例えばC O C O Aを厚労省が進めたけれども、結局十分機能しないまま廃止になった。今医療機関でのマイナンバーカードを使っているカードリーダーを使ったけれども、正確に認証しないということが分かってきています。そういう点からいうと、万全ではない、担保しているというふうには言っているけれども、個人番号も活用した部分でいうと決して私は担保されているとは思わないのですが、もし何か事故があったときに誰がどのように責任を取るのか、クレジット決済をしてやったけれども、変なところへ行ってしまったとかいった場合には行政機関が責任を取るのか、個人責任なのか、クレジット会社なのかも含めてどのようなルールになっているかをお答えいただきたいと思います。

（ICT推進課長）まず、埼玉県の電子申請のところにおける電子納付につきましては、オプションサービスということもあって、ICT推進課でもどのような規定になるのかというのは、すみません、これからそういったところは確認をしていく予定です。ただ、一般的にというお話ができるのかどうかというところですが、やはりクレジット会社と利用者の契約の範囲内でどう規定がされているのか、もしくはシステムを構築した会社とクレジット会社のところでどういった規約になっているのか、そういったところによる責任分界点というのがあるのかとは思いますが、申し訳ございません、今現在私のほうでその辺りを把握しているわけではありませんので、確実なことではございません。

（竹田）i n g ですよ。i n g なんて言うてはいけない。進行形ですよ。ということは、だけれども施行日は公布の日になっているのです。

一つ一つ確認しなくてはいけない事項が多いにもかかわらず、公布の日ということはこの12月15日で議会で議決されたらこの部分は施行されてしまうのです。だけれども、私は準備の状況が整っていないという受け止めなのですが、公布の日との関係でこの条例を可決してしまっていいものかどうか、何にもほとんど詳細に決まっていけないのに可決してやってしまったら、ちょっと私は問題が出るのではないかというふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

(ICT推進課長) まず、このタイミングで改正するというところでございますが、これまでのいろいろな動きの中で、まず令和2年度に押印廃止というところの見直し作業がございました。また、令和3年度にDX推進計画の策定というのがございました。今現在窓口電子化部会というところで、キャッシュレス化ですとかオンライン申請というところの検討を始めたところでございます。次第にそういった環境が整ってまいりましたので、改正をさせていただきたいというところでのお願いと、実際に今後電子申請ですとかオンライン納付、そういったところに関しましては埼玉県電子申請システムというのが一つの軸になるかとは思いますが、いろいろな選択肢というところを含めて検討していきたいと考えてございます。

以上です。

(竹田) いろいろな選択肢が確かに増えますよ。電子マネーであったり、クレジット決済であったりとかいろいろ増えるというのは分かるのですが、施行日との関係で施行してしまって大丈夫なのですか。例えば来年の4月1日だったら、その間にいろいろ環境を整えて、オプションですけども、やれるよということだったら多少理解できますけれども、12月15日をもって可決したら、16日から施行されるのですよね。その中身との関係でどうなのか、確認を最後にします。

(ICT推進課長) まず、国の法律に関しましても施行日というところを参考にしてございます。また、電子納付につきましては、確かに今現在市で採用しているといえますか、利用しているシステムサービスの中では今実現できているものがない状況でございます。しかしながら、マ

イナンバーカードなどの電子証明書、この利用に関しましては今現在でも県の電子申請システムでは利用できる環境が整っておりますので、手数料の納付のないような手続、これに関しましては環境的には既に用意をされているという状況でございます。

（金子）何点か質問します。

確認ですけれども、現在の状況の説明と今後の方向性ということでちょっと質問なのですけれども、この条例の改正によりましてどのようなものがポイントとして大きなものが改善されて、今後の方向性として先ほどの話の中では、本市の独自のシステムもありそうなのですけれども、今度は共通システムになるのかなと思うのですけれども、そういう点も含めてどのように今後の方向性がなされるのかお伺いいたします。

（ICT推進課長）本市の電子申請システムの状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の運用しているぴったりサービス、それと埼玉県市町村電子申請共同システム、これを活用しまして電子申請を実現しているところでございます。今後につきましても、埼玉県の電子申請システムというのがやはり今現在活用しているというところで一つの軸になるかと思いますが、いろいろなサービスも増えてきているというところもありますので、今後につきましてはいろんなところを含めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

（金子）今説明の中で埼玉県の情報システムということですが、これは埼玉県のほうのシステム。例えば国のシステムとか、そういうのにすると一元化するのかなと思うのですけれども、県の単位でということと考えると、県のシステムを使って市共通のシステムになるのかなとは思われますけれども、これについてももし改正するとすれば、この施行日、これについては公布の日からということですので、早ければ早いほど準備としても、あと予算化の面とかもいろいろ調整が必要かなと思うのですけれども、やはり時期としては今ということと考えると考えたほうが妥当なのかどうかお伺いいたします。

（ICT推進課長）すみません。先ほどちょっとご説明が足らなかった

ようですけれども、まず県の電子申請システムにつきましては埼玉県と県内市町村が共同で運用しているシステムになります。やはり各市町村ですとか、そういったところで単独で導入していくよりは、いわゆる割り勘というところが出てきますので、単独で入れるよりは安く導入、実現ができるといったところでのサービスのシステムとなつてございます。

施行日に関しましては、特段、例えば4月1日からということもできるかとは思いますが、今現在県の電子申請システムですとかは利用がもう既に進んでおりますので、手続の簡素化、利便性の向上というところから、なるべく早めのほうがいいのかなというところで設定をさせていただいております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 鴻巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例にしていくわけですが、いわゆる電子申請の部分は進んだとしても、納付の環境がまだ整っていない中で施行の日が公布日になるということは、市民にとれば混乱を招く中身になるのかなと私は考えます。そういう点でいうと、条例だけつくっていくというのは混乱のもとであることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第75号 鴻巣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時26分)



(開議 午後1時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 歳入のところで、ページ、私15と書いてあるのだけれども、何か15見当たらなくなってしまったのですけれども、言葉で説明します。埼玉県都市ボートレース企業団から200万円の補助金が入っていると。

(何事か声あり)

(田中) 15で合っています。毎年もらっているのだけれども、それに対して何をやるというのがあったのですけれども、今年、先ほど説明いただいたのですが、情報発信に関することとかと言っていたような気がするのですけれども、歳出のほうはちょっと分からなかったもので、実際には何に充てるのかということをお聞きしたいのですが。

(財政課長) 今年度は、公共交通維持事業にてEVバスを1台購入いたしますが、そのバスが市民の方に愛着を持ってもらえますよう、ラッピングを施す予定としております。

以上です。

(田中) これたしか前にもちょっとバスの、前はもうやめてしまった成

田空港か何かに行くやつのやっぱり同じような事業だったと思うのですが、去年たしかコロナ対応か何かだったのではないかなと思うのですが、一応今の説明で内容は分かりましたが、これってこのところずっと毎年のように200万円もらっているのですが、極端な、悪く言えば来年ももらえる予定があるのでしょうか。

(財政課長) この200万円の補助金につきましては、ここ数年、平成30年から毎年もらえているような補助金になっております。競艇事業収入が安定していれば、こちらのほうを広報PRということで200万円いただけるのではないかなというところで考えておるところです。

以上です。

(金子) それでは、15ページです。先ほどこれは総務費、管理費、寄附金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金ということで、これは明治安田生命ということでお聞きしたのですけれども、が全てでございましょうか、それともほかに何か。何か52万1,000円というのが中途半端というかなのですけれども、ございますでしょうか。

(総合政策課副参事) 今回補正に計上させていただきました寄附金につきましては、明治安田生命保険相互会社さん1社の分のみになっております。

以上です。

(金子) この明治安田生命からは今年だけでしょうか。毎年ではないですよ。そこのところをちょっとお聞きいたします。

(総合政策課副参事) 明治安田生命さんからは、昨年度に引き続きまして2回目となっております。

以上です。

(金子) 続きまして、17ページですけれども、17ページの吹上支所と川里支所、こちらのほうがどちらも項目的には光熱水費ということでございますけれども、額的に金額が違いますので、ちょっと詳細をお聞きいたします。

(吹上支所長) 吹上、川里両支所の光熱水費についてお答えいたします。吹上支所の令和4年度の光熱水費の当初予算につきましては320万円計

上しており、これらにつきましては支所分と旧の吹上図書館、現在市街地整備課が入っておりますこれら2つの建物、2棟分の光熱水費を支出しております。

一方、川里におきましては川里館として生涯学習センター、児童センター、支所で構成されており、令和4年度の当初予算のそれぞれの光熱水費につきましては生涯学習センターが214万4,000円、児童センターが26万8,000円、川里支所が26万8,000円となっております。電気料金を施設別の面積より生涯学習センターが8割、児童センターが1割、支所が1割の割合で予算案分をし、毎月それぞれ支出をしておるものでございます。

このように吹上支所は2棟分を全額支払うために、当初予算額320万円を計上しており、川里支所におきましては面積案分より1割分を支払うために、当初予算額26万8,000円を計上といったように、両支所の光熱水費に対する当初予算の計上の時点から考え方が異なっておりまして、今回の補正額は当初予算に対しての不足が生じておるように補正額を計上させていただいたものですので、このような差が生じておるものでございます。

以上です。

（竹田）15ページからお聞きします。

財政調整基金のいわゆる補正減がされたりとか、感染症対策基金も歳入に入っています。そういう点で、基金残額がそれぞれ幾らになるのかをお聞かせください。

（財政課長）現段階の財政調整基金、10号の補正が成立しましたら財調の残高見込みは27億7,338万円でございます。標準財政規模の割合としますと、11.1%となる予定でございます。

以上です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）新型コロナウイルス感染症対策基金の残高になります。今回お願いしております予算成立後の令和4年度末の残高見込みですが、約1億4,300万円となる見込みになっております。以上です。

(竹田) 続いて、13ページと17ページ、関連がありますので、お尋ねをします。

I C T 推進課のほうで補正減になって、国からは自治体情報システムの標準化事業補助金が約1億4,000万(令和4年12月7日開催政策総務常任委員会会議録P1。「1,496万円」に発言訂正)減額になっています。先ほど年度内は難しいから補正減になったと言っていますが、国は何ゆえにこういう事態になっているというのを情報として流されているのかお聞きします。

(I C T 推進課長) 国のほうの状況でございますが、検討委員会等によって検討しているという内容は多少出てきてはいるのですが、具体的に実際にはちょっと遅れているという業務があるというところですが、検討が必要な事項がまだたくさんあるというような、その程度の情報しか今のところありません。

以上です。

(竹田)先ほどからD X 推進法に基づいていろいろなことが推進されて、行政手続の部分も出てきているのですけれども、一番懸念がされるのは、いわゆる行政というのはたくさんの個人情報をして持っているわけです。その部分でのいわゆる標準化システムのところで、補助金を最初に出しておきながら、なぜ8月の末に補助金を出せない状況になっているかということが詳細に示されないところに一番私は問題があると思っています。先ほどから申し上げているとおり、C O C O Aもううまくいかない、マイナンバーカードを使った保険証のカードリーダーでも読み取りがうまくいかない。こういう中で、D X 推進法という法律はつくったけれども、中身が全然伴っていないという中でいろいろなものが進められるというのは本当に不安なのです。だから、どこが一番問題なのかというところをぜひ国に聞いていただきたい。国といたって直接聞くわけにいかないの、県に問い合わせさせていただいていかないと行政に対する信頼なくなってしまうよ。国がやることというのは、みんな後でごめんなさい、うまくいきませんでしたというふうになってしまうとまずいと思うのです。その一番矢面に皆さん立つわけだから、そう

いう点からいうとよく情報をつかんでいただいて、何ゆえに補助金が減額になるのか。とりわけ今懸念をされるのは、マイナンバーカードの普及率が高いところにはD X推進のための補助金出すけれども、マイナンバーの普及率が低いところには補助金出しませんなんていうことを国が言い始めているのです。そういう点からいうと、一生懸命やっけていても、それは住民との合意のいろいろなものですから、そういう点からいうと、やはり皆さんの苦勞が報われるようにぜひ聞いていただきたいと、問い合わせで……

(委員長) それは要望でしょう。ここで言われても答えられないと思いますよ。

(竹田) 問い合わせさせていただきたいので、そういう意向がありますかだけお聞きします。

(ICT推進課長) まず、検討委員会のほうのメンバーとしまして、各システムを構築しているベンダー、こういった企業もメンバーとして入ってございます。鴻巣市のほうでも導入している総合行政システム、こちらのベンダーの両毛システムズのほうも検討委員会のメンバーに入っておりますので、県ですとなかなか国の検討委員会の情報は入ってきませんので、やはり今ベンダーを通していろいろ情報収集をしているところでございます。

以上です。

(中野) 私も3点通告したのですけれども、3点とも前任者がやられていますので、それは承知の上でやっていいのですが、3点目ちょっとお聞きしたいのは、先ほど吹上支所長のほうから大変詳しく川里と吹上の当初予算の設定の仕方が説明ありました。それは、私もちょっと聞こうと思ったのですが、聞いて分かりましたので、ここで聞くのは通告してあるとおり、これガス、それから電気でしょうけれども、これは昨年と比べて率としてどの程度引き上げられているのかということについて最初お聞きしたいと。率、それをお聞きします。

(吹上支所長)今年度の吹上支所の光熱水費の当初予算につきましては、先ほど申し上げましたように320万円計上しております。これらにつつま

しては、先ほど申し上げました支所分と旧の吹上の図書館と2つの建物部分を光熱水費として支出しておるところでございます。光熱水費の当初予算額につきましては、過去の実績、決算額を考慮しまして算出させていただいておりますが、令和2年度の決算額308万919円、令和3年度の決算額は313万9,119円であり、令和2年度と3年度を比較いたしますと約5万9,000円の増となったものでございます。したがって、今年度の当初予算320万円につきましては、令和3年度、前年度の決算額に加えまして、令和2年度、3年度を比較した際の増額分、約6万円を加算して計上させていただいたものでございます。

以上です。

(中野) 今支所長は、当初予算を含む320万円を出した根拠ということの回答がありました。私が聞いているのはそうではなくて、去年の、今ちょうど11月だったとすれば11月に比べて、本年その光熱水費がどの程度引き上げられているのかということを知りたい、その率を知りたいということで質問したのですので、その辺もう一回回答をお願いします。

(吹上支所長) 失礼いたしました。昨年度に比べまして、割合ではなく約70万円程度の不足分が生じておるといような状況がございます。

以上です。

(中野) 70万円ということですね。そうすると、今回この補正122万8,000円というのは、ある意味少し多めに取っていると、70万円というあれだったので、そうすると約40万ぐらい多く、これからも年明けて値上がりするのではないかというようなことも見込んだ上で112万8,000円を計上したというふうに理解していいかどうか伺います。

(吹上支所長) 中野委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和4年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時59分)